

自家発・蓄電池設置の中小企業に補助金

東京都が応募を受付

東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社とする）は、平成23年度に引き続き、自ら事業活動の継続に必要な電力の確保に取り組む「電力自給型経営」を実践する都内中小企業を支援するため、都内中小企業が都内の事業所及び都外の事業所に設置する自家発電設備・コージェネレーション・蓄電池を対象に助成を行います。このほど、平成24年度の同助成に係わる実施要領を作成し、募集を開始しました。平成24年9月30日までの間で、応募は随時受け付けるとしています。

平成24年度は、都内の自社内設置に加え、新たに、都内中小企業者が、都外の事業所に自家発電設備・蓄電池を設置する場合も、助成金が利用できるようになります。都外とは、「東日本大震災による直接的な被害により電力需要抑制を受けた地域」と定義し、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東）、福島県、宮城県、岩手県、山形県、秋田県、青森県及び新潟県となります。

なお、都外の事業所に設置する場合は、平成23年3月11日以前から都内に本店登記があり、かつ、助成金申請時まで継続して1年以上、現に本社として事業を継続していることなどがが必要です。

1. 助成対象者

生産活動・事業活動の継続にあたって、自家発電設備による電力の確保が必要不可欠な都内中小企業者及び中小企業グループ。

中小企業グループとは、事業協同組合、企業組合、協同組合その他法人格を有する団体で、一つの敷地内または建物内において共同受電を行っているものをいいます。

2. 対象機器

(1) 自家発電設備

内燃力を原動力とする火力発電設備で、原則として1基出力10kW以上の内燃力（ディーゼル式・ガスタービン式等）を原動力とする自家発電設備・コージェネレーション（発電に直接要する機器のみ）及びその付帯設備（例：配電盤、変圧器、燃料タンク、蓄電池等）。

なお、消防法または建築基準法で設置を義務付けられている防災用発電設備のみを目的とする場合は対象外。

(2) コージェネレーション

発電に直接要する機器（ガスエンジンユニット）のみを対象とし、原則1基出力10kW以上のもので、停電時に非常用電源として発電できるもの。

(3) 蓄電池

以下のすべての要件を満たす新品の蓄電池。

- ・充放電に直接要する機器のみを対象とし原則1基蓄電池容量2kWh以上のもの。
- ・買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもの。
- ・1か所に固定して使用するもの及びその付帯設備。
- ・節電（ピークカット等）または施設設備等の電力バックアップを目的として、計画停電などの場合に施設設備等を継続して稼働させることができるもの。UPS等で、停電時の短時間の電源確保を目的とするものは除きます。
- ・製品保証書が添付されること（完了検査時に写しを要提出）。
- ・消防法又は建築基準法で設置を義務付けられているものではないこと。

3. 対象経費

助成対象機器の導入に必要な不可欠な設備費（機器費、付帯設備費）及び設計・工事費

4. 助成率・限度額

【平成24年3月30日までに申請があった場合】

- ・対象者が中小企業単独の場合
対象経費の2/3以内で2,000万円を限度
- ・対象者が中小企業グループの場合
対象経費の3/4以内で5億6,000万円を限度
グループの助成限度額については、5億6,000万円を限度に事業者数を考慮して算定

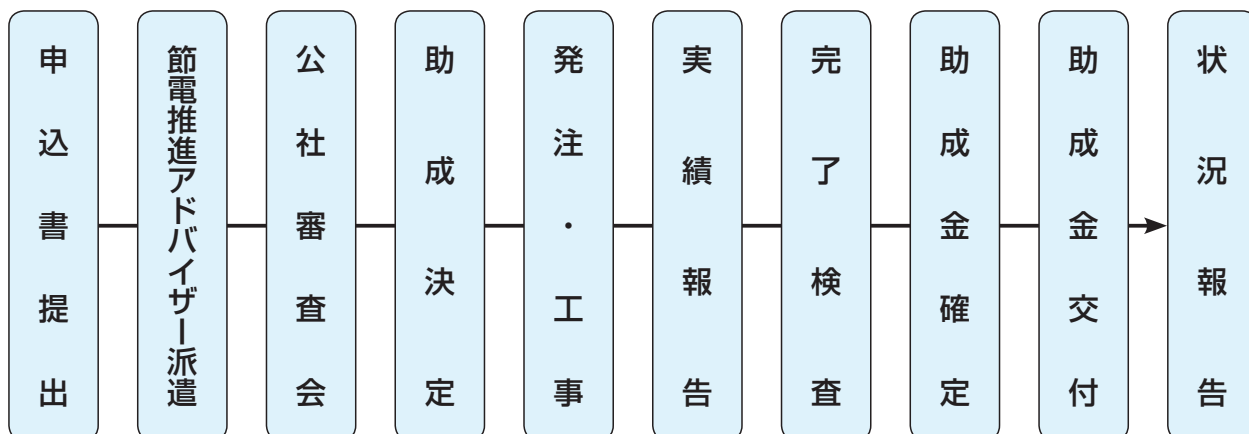
【平成24年4月1日～9月30日までに申請があった場合】

- ・対象者が中小企業単独の場合
対象経費の1/2以内で1,500万円を限度
- ・対象者が中小企業グループの場合
対象経費の2/3以内で5億円を限度
グループの助成限度額については、5億円を限度に事業者数を考慮して算定

5. 助成要件

事業者が提出する自家発電設備導入計画や経営内容を審査し、助成対象者を決定します。なお、審査に先立って公社の「節電推進アドバイザー派遣事業」等をご利用いただき、節電に対するアドバイスを受けていることを条件とします。

6. 事業の流れ



7. 助成対象期間

平成25年3月31日まで

助成金の決定後に、設備を発注することが必要です。

8. 申込期間

平成24年2月8日～平成24年9月30日まで（随時受付）

ただし、平成25年3月31日までに事業が完了するものについて助成対象とします。

9. 申込方法・申込先

①申込方法 申込書類一を下記「②申込先」まで持参してください。郵送・FAXは不可とします。

②申込先 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部設備リース課
千代田区神田佐久間町2-20 翔和秋葉原ビル2階

詳細につきましては、公社ホームページ（<http://www.tokyo-kosha.or.jp>）をご覧ください。

問い合わせ先：

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部設備リース課 保坂・川田

TEL：03-5822-9031

東京都産業労働局商工部調整課 池野谷・東郷

TEL：03-5320-4604 都庁内線36-540